

☀️卒業生の皆様へ☀️

日本学生支援機構奨学金〈返 還〉についてのお知らせ (平成23年7月現在)

🌸 **皆様の返還したお金が、後輩の奨学金になります。**

奨学金を借り終えた後は、必ず返還しなければなりません。

👉 奨学金は貸与終了後返還するものであり、その返還金は後輩の奨学金の財源として運用されていく仕組みとなっており、奨学金事業を維持・発展させていく上で、奨学金の返還が極めて重要であることはもはやいうまでもありません。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、約束どおり必ず返還してください。

学生支援機構からは連帯保証人や保証人も含めた返還者に対して返還督促を強化するとともに、適切な法的措置を講ずるなど、返還金の回収に一層対策を強化しています。



📧 例えば...

- ・平成20年度は、29,075件を対象として支払督促申立予告書を送付。
- ・平成21年度は、平成20年度末現在において延滞1年以上の者で約3.3万件を対象に、民事訴訟法に基づく回収を前提とした請求・督促を実施中。
- ・今後は原則として延滞9ヶ月以上の者を対象に請求・督促の早期化を図るとともに給与及び不動産等の差し押さえを今まで以上に実施します。



📖 そこで...

- ・返還説明会の際にお渡しした冊子「返還のてびき」は利用していますか？
- ・あわせて日本学生支援機構のホームページもこまめに活用してください。

よくある質問(奨学金Q&A)など返還の不明な点についても役立つ情報が満載です。

→ <http://www.jasso.go.jp/>

また、奨学生を応援するサイト「スカラシップサイト」もありますのでこちらもご覧ください。

→ <http://www.scholar-ship.jp/>

参考(ホームページ奨学金Q&Aよくある質問例)

- 返還期限猶予の申請が承認されるとその後の返還はどうなりますか。
- 高校と大学で奨学金を受けて、大学を卒業したのですが、高校で受けた奨学金の返還はどうすればよいでしょうか。
- 奨学金の返還はどのように行いますか。
- 奨学金返還の口座名義は、本人でなくてもよいですか。
- 以前に口座申込をしましたが口座手続きができていないと通知がきました。どういうことでしょうか。
- 現在の振替口座を変更したいのですが、どうしたらいいですか。
- 現在、口座から年賦払いにより返還していますが、年賦額が大きくて返還が困難なため月々の返還にすることは可能ですか。
- 振替日の27日が土・日曜日の場合、振替日はいつになりますか。
- 現在、リレー口座で返還をしていますが、機構から定期的に連絡はありますか。
- 返還中に転居・改氏名・勤務先変更があった場合はどうしたらよいですか。
- 外国へ転勤することになりました。転勤中の返還はどうしたらいいですか。
- 振替日に残高不足で引落としができなかったのですが、どうすればよいのでしょうか。
- 返還金を延滞するとどうなりますか。
- 高校と大学の分を合計して返還できますか。
- 高校と大学というように複数の学種の貸与を受けている時、その一方だけを繰上返還することはできますか？
- 第二種奨学金(きぼう21プラン)を返還中です。残額の一部又は全額を繰上げ返還した場合の利息は、どのようになりますか。
- 繰上返還を希望する場合の手続きはどうしたらよいですか。
- 返還が困難になった場合、どうしたらよいですか。(災害・傷病・経済困難・失業等)
- 本人が万が一死亡した場合、返還金はどうなるのでしょうか。
- 奨学生番号を忘れてしまいました。
- 奨学金の返還が完了しましたが、機構から連絡はありますか。



延滞した場合



★返還が滞るとどうなる？

●電話による督促

返還金を延滞すると、本人、連帯保証人、保証人に対して文書と同時に電話でも督促を行います。本人の勤務先に電話・訪問する場合があります。

●延滞金について

約束の返還期日までに返還されないと、延滞金が課されます。

●連帯保証人・保証人への請求

延滞すると、連帯保証人や保証人へ請求書が送付されることとなります。

🔸 長期間延滞するとどうなる？

- 長期間延滞が続きますと、民事訴訟法に基づく法的措置をとることになります。
最終的に強制執行となり、給与や財産を差し押さえます。



🌸

📄 主な手続きについて

【♠️ 返還期限猶予手続きについて】

- ・下記事由により返還が困難になった場合はすみやかに返還期限猶予の手続きをすることがとても重要です。

📎 < 猶予願い出の主な事由 >

- ① ・災害
- ① ・傷病
- ① ・生活保護受給中
- ① ・外国留学・研究中
- ① ・生活困窮(※経済困難・失業中・新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職) ※経済困難は収入・所得金額による制限あり
- ① ・入学準備中

【❤️ 転居・改氏名・勤務先変更について】

- ・「返還のてびき」からコピーするか日本学生支援機構のホームページからも各種願出用紙がプリントアウトできます。住所等が変わったら必ず届出を提出してください。

< 特に注意！ :届出がないと>... 📎

日本学生支援機構からの重要な通知が届かなくなります。それが元で延滞状態となり、結果、銀行等の個人情報信用機関にあなたの個人情報が登録されることになり、クレジットカードの使用やローン等の利用が制限される場合があります。

【◆ 繰上返還を希望する場合の手続きについて】

・繰上返還を希望する月の振替日の1ヶ月前までに電話もしくは文書にて支援機構へ連絡し指示を受けてください。

【♣ 在学中の猶予について】

・大学・大学院などに在学中は「在学届」の提出により返還期限が猶予されます。
・在学届の書式は「返還のてびき」に綴じてあります。または日本学生支援機構のホームページからも各種願出用紙がプリントアウトできます。

※大学で発行している在学証明書ではありません！お間違えのないように。

・在学中の学校の担当窓口へ提出すると、日本学生支援機構へ送付します。

【🏠 減額返還制度について】

・災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方の中で、当初約束した割賦金（以下「当初割賦金」という。）を減額すれば返還可能である方に対して、一定の要件（経済的事由の場合は、目安として年間の収入300万円以下、所得200万円以下）に合致する場合、一定期間、1回当たりの当初割賦金を2分の1に減額して、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長することにより、返還しやすい方法を提供することを目的としています。

適用期間は12ヶ月（6ヶ月分の割賦金を12ヶ月で返還）で最長10年（120ヶ月）まで延長可能です。

※ 減額返還は、当初割賦金を減額するとともに返還期間を延長するものですが、返還予定総額が減額されるものではありません。

詳しい適用条件は日本学生支援機構のホームページであらかじめ確認してください。

《災害により、奨学金の返還が困難になった方へ》

返還期限の猶予制度があります。「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出してください。また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった方並びに同地域に勤務し勤務先が被災して、同等の災害にかかった方についても、猶予できる場合がありますので、日本学生支援機構へご相談ください。



最後にひとこと。



一番のお願いは・・・

「**借りたものは返す**」という当たり前のことを必ず履行してください。

本人・連帯保証人等の住所、勤務先、リレー口座に変更があった場合はすぐに届け出てください。

いずれにしても不明な点や返還が困難な事情が発生したときは、

どのようなことでもまずは日本学生支援機構へ相談しましょう ！



日本学生支援機構 返還相談センター

☎ 0570-03-7240(ナビダイヤル・全国共通)